



流山市監査委員告示第17号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年11月25日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教生第186号

令和3年10月13日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年6月17日付け、流監第40号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

|                             |                  |  |  |
|-----------------------------|------------------|--|--|
| 報告年月日・番号                    | 令和3年6月17日・流監第40号 |  |  |
| 監査の種別                       | 公の施設の指定管理者監査     |  |  |
| 部 課 等 名                     | 区分               | 指摘事項等  | 措置事項   |
| アクティオ株式会社                   | 指摘               | 月次報告で提出された利用料金収入と収支決算の金額に符合しない箇所があった。収支決算は指定管理状況を把握する上でも重要であり、的確な数字により作成することが必要不可欠であることから、内容を十分精査し提出するよう、厳正なチェック体制を構築されたい。   | 計算表を刷新し、月次の集計作業を簡素化し、誤った計上が起きにくい作業手順に改めました。また収支決算集計とチェック作業に人員を増やし、時間をかけることで誤った計上を防止できるような体制に改めました。 |
| アクティオ株式会社<br>生涯学習部<br>生涯学習課 | 意見               | 備品については、台帳の整備が不十分であり、また点検結果について報告を行うよう指導していなかった。千葉県から移譲を受けた施設であること、また所有する備品も膨大であることから整理の大変さについては理解できるが、備品も市の貴重な財産であるため、規定に基づく台帳の整備と適正な管理方法を協議・検討し、必要に応じて仕様書の内容を改められたい。 | 現在は生涯学習課に点検後の備品リストを報告し、備品管理に努めています。  |
| アクティオ株式会社                   | 意見               | 流山市生涯学習センター窓口入出金日計表の積上げ額の一部に不整合が生じていた。窓口における入出金額をもとに毎月の集計を行い、最終的には収支決算額となることから、常に正確に数字の確認を行うよう、事務手続き上の体制を強化し適切な執行に努められたい。  | 入出金集計表を簡素化し、表自体を必要最小限の記載になるよう改めました。集計作業も入力精度を維持するため専任者を設けました。                                      |
| 生涯学習部<br>生涯学習課              | 意見               | 所管部課において流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第20条ただし書きに規定する販売行為等許可をするときは、指定管理者が適正に手続きや対応が行えるよう、使用料の減免等の内容について十分に説明し指導するよう求める。   | 十分に共有できていなかった販売行為許可の一部基準について、指定管理者と確認を行い共有しました。  |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。